

# 新潟市更生訓練費給付事業

## よくある問合せ

### 【お問合せ先】

#### ○手続き・審査・振込等に関するご質問（各区健康福祉課障がい福祉係・障がい福祉担当）

※ 申請者の居住区へお問い合わせください。

北区役所：025-387-1305

東区役所：025-250-2310

中央区役所：025-223-7207

江南区役所：025-382-4396

秋葉区役所：0250-25-5682

南区役所：025-372-6304

西区役所：025-264-7310

西蒲区役所：0256-72-8358

#### ○制度に関するご質問

新潟市福祉部障がい福祉課就労支援係

電話：025-226-1249 電子メール：[shogai.wl@city.niigata.lg.jp](mailto:shogai.wl@city.niigata.lg.jp)

## 目 次

※ 質問をクリックすると回答にジャンプします。

### I 対象者

- Q 1 対象者の要件を教えてください。
- Q 2 体験利用の場合も対象ですか。
- Q 3 生活保護受給者も対象になりますか。
- Q 4 新潟市外の事業所を利用する場合も対象ですか。
- Q 5 新潟市外在住で新潟市内の事業所を利用する場合も対象ですか。
- Q 6 新潟市内に居住し、市内の事業所を利用していますが、受給者証は新潟市外から交付されています。この場合も対象ですか。
- Q 7 アセスメント目的で就労移行支援を利用する場合も対象ですか。
- Q 8 更生訓練費の給付を受けましたが、結局、1日も通所しませんでした。返納が必要ですか。

### II 給付対象物品

- Q 1 給付対象となる物品を教えてください。
- Q 2 受給者証の支給決定日前に購入した物品は給付対象ですか。
- Q 3 衛生訓練のために手洗い用品等を共用物品として購入しましたが給付対象ですか。
- Q 4 在宅支援時に使用する物品も給付対象ですか。
- Q 5 事業所指定の制服や作業服は給付対象ですか。
- Q 6 障がい特性により専用靴が必要です。かなり高価なものが給付対象ですか。
- Q 7 体力づくり目的で縄跳び等が必要ですが給付対象ですか。
- Q 8 アグリ・ケア・プラン利用による物品購入は給付対象ですか。
- Q 9 同タイトルのテキストを複数回、購入したいのですが給付対象ですか。
- Q 10 給付対象か判断に悩む場合の問合せ窓口を教えてください。

### III 要綱第5条第2号に定める領収書の取扱い

- Q 1 申請者名義で購入したことがわかる領収書が必要ですか。
- Q 2 領収書を紛失した場合はどうしたらよいですか。
- Q 3 事業所が一括購入し、利用者に分配した場合、一括購入した際の領収書添付でよいですか。
- Q 4 事業所が事前に数か月分を一括購入し、訓練で必要になった際に利用者へ物品を分配する場合、事業所から利用者へ支払請求を行い、利用者へ領収書を発行していますが、その領収書を添付してよいですか。
- Q 5 申請期限はいつですか。
- Q 6 領収書の代わりにレシートや適格請求書（インボイス）の添付でもよいですか。
- Q 7 領収書に明細の記載がなく、購入物品が確認できません。
- Q 8 領収書の発行遅延により申請期限に間に合いません。

- Q9 領収書の名義欄が空欄になっており、申請者が支払った証明がありません。
- Q10 領収書は領収印済みの原本が必要ですか。
- Q11 数か月分をまとめて申請してもよいですか。

#### IV その他

- Q1 更生訓練費は、全国統一の制度ですか。
- Q2 振込先を本人ではなく、同居の親族としてもよろしいですか。
- Q3 口座振込に関する問合せ窓口はどこですか。

## 回 答

### I 対象者

Q 1 対象者の要件を教えてください。

A 1 下記①～③のすべてに該当する申請者が対象です。

- ① 自立訓練、就労移行支援のいずれかの事業所へ通所している。
- ② 新潟市に住民票及び生活の拠（グループホーム等の施設も含む）があり、新潟市より①のサービス利用に係る受給者証（以下、「受給者証」という。）が交付されている。
- ③ 障がい福祉サービスに係る利用者負担額が生じない者である。

Q 2 体験利用の場合も対象ですか。

A 2 体験利用の方は、受給者証が交付されていないため対象外です。

Q 3 生活保護受給者も対象になりますか。

A 3 生活保護費から新潟市更生訓練費（以下、「更生訓練費」という。）相当額が支給されていない場合は対象です。

Q 4 新潟市外の事業所を利用する場合も対象ですか。

A 4 I - A 1 の支給要件を満たす場合は対象です。

Q 5 新潟市外在住で新潟市内の事業所を利用する場合も対象ですか。

A 5 要綱第3条に定める「本市に住所を有し」を満たしていないため、対象外です。更生訓練費は新潟市独自の事業ですが、類似の給付事業を実施している自治体もありますので、お住まいの自治体へお問合せ願います。

Q 6 新潟市内に居住し、市内の事業所を利用していますが、受給者証は新潟市外から交付されています。この場合も対象ですか。

A 6 新潟市から受給者証が交付されていない場合は対象外です。

Q 7 アセスメント目的で就労移行支援を利用する場合も対象ですか。

A 7 アセスメント目的によるサービス利用は一時的なものであるため対象外です。

Q 8 更生訓練費の給付を受けましたが、結局、1日も通所しませんでした。返納が必要ですか。

A 8 返納が必要です。申請者の居住区の区役所健康福祉課障がい福祉係・障がい福祉担当へご連絡ください。

[目次に戻る](#)

## II 給付対象物品

Q 1 給付対象となる物品を教えてください。

A 1 要綱第2条に「自立訓練等事業所における実習及び訓練を効果的に受けるために必要であり、かつ、自立訓練等利用者本人が単独で使用する消耗品等」と定めており、申請者が費用負担している物品が対象です。事業所外の訓練で使用する物、本人以外が使用する可能性のある物、本人が自宅に持ち帰り訓練以外の日常生活でも使用が可能な物（※）は対象外です。

※ イヤホン、印鑑、事業所指定外の衣類や靴等は、事業所退所後等に自宅でも使用可能な物であるため対象外です。ただし、筆記用具は消耗度合が高い物であるため、例外措置として「自宅に持ち帰らず事業所内で保管し、かつ事業所内でのみ使用する」等、使用・管理方法が徹底している場合は対象とします。

Q 2 受給者証の支給決定日前に購入した物品は給付対象ですか。

A 2 購入時点で、要綱第3条に定める「自立訓練等を利用している者」に該当しないため対象外です。

例) 受給者証の支給決定日が4/1の場合、事前に3月中に購入した物品は対象外です。

Q 3 衛生訓練のために手洗い用品等を共用物品として購入しましたが給付対象ですか。

A 3 共用物品は、要綱第2条に定める「自立訓練等利用者本人が単独で使用する消耗品等」に該当しないため対象外です。加えて、衛生用品は日用品に該当しますが、厚生労働省が定める基準省令により、事業所は利用者から日用品費の支払をうけることができるとされております。

Q 4 在宅支援時に使用する物品も給付対象ですか。

A 4 要綱第2条に「自立訓練等事業所における実習及び訓練」で使用する物品のみ給付対象としているため、在宅支援時に使用する物品（イヤホン、マウス、テキスト等）は給付対象外です。

Q 5 事業所指定の制服や作業服は給付対象ですか。

A 5 訓練を実施する上で必要性があり、購入必須で、かつ下記①～④のすべてに該当する場合は給付対象です。なお、事業所の名入れ等の有無は問いません。

- ① 事業所側から色、形、柄の指定がある物（例：白、襟付き、柄なし等）。
- ② 事業所のみで使用する物（自宅でも着用する場合は対象外）。
- ③ 訓練で真に必要な物（ポロシャツは可等、品目の判断ではなく必要性で判断。指定服以外でも訓練可能な場合は対象外。）。
- ④ 必要以上に高価でない物。

[目次に戻る](#)

- Q 6 障がい特性により専用靴が必要です。かなり高価なものが給付対象ですか。
- A 6 事業所外でも使用が可能であり、あまりに高価なものは訓練の必要性に欠けるため対象外です。
- Q 7 体力づくり目的で縄跳び等が必要ですが給付対象ですか。
- A 7 自立訓練は身体機能の維持向上等を目的とする訓練であるため、自立訓練の利用者は対象です。就労訓練を目的とする就労移行支援は対象外です。
- Q 8 アグリ・ケア・プラン利用による物品購入は給付対象ですか。
- A 8 アグリ・ケア・プランで使用する物品に関する費用請求は、利用者個人ではなく、事業所単位で請求されるため対象外です。
- Q 9 同タイトルのテキストを複数回、購入したのですが給付対象ですか。
- A 9 テキストの問題内容変更や新規項目の追加等の大幅な変更が生じる場合は給付対象ですが、単に年度更新や日付更新等のみの内容変更により、複数回購入する場合は対象外です。
- Q 10 給付対象か判断に悩む場合の問合せ窓口を教えてください。
- A 10 申請者の居住区の健康福祉課障がい福祉係・障がい福祉担当へお問合せください。なお、内容によっては、領収書等の原本確認が必要な場合があり、電話での回答が困難な場合があります。

### III 要綱第5条第2号に定める領収書の取扱い

- Q 1 申請者名義で購入したことがわかる領収書が必要ですか。
- A 1 要綱第2条に「自立訓練等利用者本人が単独で使用する消耗品等の費用」と定めているため、申請者が購入したことがわかる領収書、または申請者が費用負担したことがわかる領収書を添付してください。
- Q 2 領収書を紛失した場合はどうしたらよいですか。
- Q 2 購入日・購入物品・領収したことがわかる内容の記載があり、申請者が費用負担したことがわかる書類を領収書の代わりとすることができます。代替書類が無い場合は、申請ができません。
- また、申請者による領収書の保管が困難である場合は、親族や事業所等の支援者が領収書を保管することもご検討ください。加えて、委任状の添付により、事業所が代理申請することも可能です。代理で保管や申請をする場合は、事前に必ず申請者に同意を得てください。

[目次に戻る](#)

Q 3 事業所が一括購入し、利用者に分配した場合、一括購入した際の領収書添付でよいですか。

A 3 一括購入時の領収書は、利用者個人が費用負担したことの証明ができません。一括購入をした場合は、下記の流れで発行した領収書を添付してください。

- ① 事業所が一括購入
- ② 事業所が利用者へ支払請求
- ③ 利用者が事業所へ支払
- ④ 事業所が利用者へ領収書を発行

Q 4 事業所が事前に数か月分を一括購入し、訓練で必要になった際に利用者へ物品を分配する場合、数か月分まとめて、事業所から利用者へ支払請求を行い、利用者へ領収書を発行していますが、その領収書を添付してよいですか。

A 4 数か月まとめてではなく、各月ごとに領収書を発行していただき、各月ごとに請求してください。

Q 5 申請期限はいつですか。

A 5 要綱第5条に定める「更生訓練費の費用負担が発生した翌月 10 日（閉庁日の場合は翌開庁日）」までです。申請期限を過ぎた場合は、原則、受け付けることができません。ただし、申請者に責のない事由（※）による場合は、理由書（任意様式）の提出により受け付ける可能性がありますので、申請者の住居区の区役所健康福祉課障がい福祉係・障がい福祉担当へお問合せください。

※ 申請者に責のない事由とは

- ・領収書の発行が遅れている（Q 8 も併せてご確認ください）。
- ・申請者が入院等により申請が不可能である（この場合、事業所の代理申請も検討してください）。

Q 6 領収書の代わりにレシートや適格請求書（インボイス）の添付でもよいですか。

A 6 レシートについては、購入日・支払者・購入物品名・領収したことがわかる内容・申請者が費用負担したことが記載されている場合は代わりとして構いません。

適格請求書（インボイス）については、原則、領収書の提出が必要です。領収書が無い場合は、「領収済みであること」がわかる記載があれば代わりとして構いません。

Q 7 領収書に明細の記載がなく、購入物品が確認できません。

A 7 購入物品について、事業所で申請者へ確認の上、領収書に補記してください。

Q 8 領収書の発行遅延により申請期限に間に合いません。

A 8 下記のように申請者に責が無い場合は、理由書（任意様式）添付の上、領収書発行月の翌月10日までに申請してください。

※ 申請者に責が無い場合とは

- ・発行元に数回催促しても発行してもらえない（催促をせず、発行されるのを待っていただけで発行元に確認しない場合は対象外）。
- ・発行元より「システムの都合により、○月×日以降でないと発行できない」と言われた（発行元に遅れる理由を確認しない場合は対象外）。

例) 10/1 物品購入日

11/10 本来の申請期限

12/15 領収書発行（システム都合により発行が遅れた）

1/10 領収書発行が遅れたことによる申請期限（1/10を過ぎた場合は遡及不可）

Q 9 領収書の名義欄が空欄になっており、申請者が支払った証明がありません。

A 9 申請書に事業所の証明がある場合は給付対象とします。

Q 10 領収書は領収印が必要ですか。

A 10 押印は必須ではありませんが、領収されたことが書類上、判断できない場合は、聴き取り等を行う場合があります。

Q 11 数か月分をまとめて申請してもよいですか。

A 11 不可です。領収書発行が遅れている等、特別な事情がない限りは、要綱第5条に定める「更生訓練費の費用負担が発生した翌月10日（閉庁日の場合は翌開庁日）」までに各月ごとに申請が必要です。

#### IV その他

Q 1 更生訓練費は、全国統一の制度ですか。

A 1 全国統一ではなく、新潟市独自の給付制度です。類似の制度を実施している自治体もありますが、給付要件や金額等、新潟市と異なる場合があります。他自治体の給付制度については該当の自治体へお問合せいただくようお願いいたします。

Q 2 振込先を本人ではなく、同居の親族としてもよろしいですか。

A 2 原則、本人名義の口座が望ましいですが、同居の親族名義の口座でも構いません。

[目次に戻る](#)

Q 3 口座振込に関する問合せ窓口はどこですか。

A 3 振込日の確認や申請と振込額に相違がある場合等については、申請者の居住区の区役所健康福祉課障がい福祉・障がい福祉担当へお問い合わせください。

[目次に戻る](#)